

長崎市火葬場整備計画審議会について

1 附属機関とは

長崎市においては、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項等の規定に基づき、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

「長崎市もみじ谷葬斎場の建替えに関する重要事項」について調査審議するため、令和 3 年 1 月から「長崎市火葬場整備計画審議会」を設置している。

2 附属機関の概要

(1) 名 称

長崎市火葬場整備計画審議会

(2) 設置目的

昭和 53 年 12 月の全面建替えから 45 年が経過している「長崎市もみじ谷葬斎場」の建替えについての基本構想・基本計画を策定するにあたって、新しい火葬場として必要な規模や機能、設備等を多角的な見地から検討するため設置するもの。

(3) 設置時期

令和 3 年 1 月 1 日

(4) 委員構成

10 名以内

(5) 報 酬

会長 8,800 円、委員 7,900 円

※金額は所得税込み